

4 生福第 4 8 0 0 号

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

各高齢者施設・事業所等管理者  
様  
各市町村高齢福祉担当課長

福島県保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

### 高齢者虐待防止対策の取組の徹底について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、事業所等における新型コロナウイルス感染症対策を始め、日頃から格別の御理解と御尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、県内の特別養護老人ホームにおいて、入所者の女性に暴行を加え殺害した疑いで、本年 12 月 7 日に当該施設の介護福祉士の男性が逮捕される事件が発生いたしました。常に介護が必要な方が入所され、当該入所者の意思や人格を尊重し、入所者の立場に立ってサービスが提供されるべき高齢者施設において、高齢者虐待による入所者の死亡が疑われる事案が発生したことは極めて遺憾であります。

つきましては、貴職におかれましては、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑みて制定された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）」（以下「高齢者虐待防止法」）ほか関係法令に基づき、下記に特段の留意の上、高齢者施設の従事者等による高齢者虐待の防止に取り組まれるようお願いいたします。

### 記

- 1 介護施設・事業所の従事者は、業務に従事している施設や事業所において、当該施設等の従事者による 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報する義務が定められております（高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項）。高齢者施設等管理者におかれては、当該義務について改めて全職員へ周知してください。

なお、守秘義務に関する法律の規定は、当該通報をすることを妨げるものと解釈してはならない（高齢者虐待防止法第 21 条第 6 項）とされているとともに、当該通報を行った職員については、当該行為を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならない ことが定められておりますので御注意ください（同条第 7 項）。

- 2 介護施設の設置又は事業を行う者は、従事者へ高齢者虐待防止に係る研修を実施するとともに、介護サービスの提供を受ける 高齢者及びその家族からの苦情を処理する体制 など、従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講ずることとされております（高齢者虐待防止法第 20 条）。高齢者施設等管理者の方におかれては、改めて当該取組についてチェックの上、必要な取組を実施してください。
- 3 令和 3 年、厚生労働省において各種サービスの設備及び運営に関する基準が改正され、全ての介護サービス事業者を対象に、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の定期的な開催、その結果の 従事者への周知徹底、虐待防止のための指針の整備、定期的な研修の実施、これらの措置を適切に実施するための 担当者の配置 が義務づけられました（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務）。

当該基準の改正は地方自治体の条例に反映されて初めて効力を有するものでありますが、県内においては県及び全市町村の条例に反映されております。

つきましては、当該義務を果たされるとともに、高齢者虐待防止の徹底に向け、可能な限り早期に、貴事業所の運営規程へ高齢者虐待防止に係る取組について反映されるようお願いいたします。

- 4 各市町村におかれては、上記 1～3 の内容を踏まえた上、介護施設・事業所の従事者から高齢者虐待に係る相談・通報を受けた場合には、速やかに当該施設への調査や県への報告を行うなど、国の「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」及び県の「養介護施設従事者等及び養護者による高齢者虐待対応の手引」に基づき、適切な対応を迅速に取られるようお願いいたします。

（事務担当 高齢福祉課 副主査 高山 電話 024-521-7163）